

第3章

観光立国の実現と美しい国づくり

第1節

観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

2 観光の現状

(1) 国民の観光の動向

平成27年の国内宿泊観光旅行の平均宿泊数は2.45泊（前年2.06泊）、平均回数は1.45回（前年1.26回）、帰省・ビジネスも含めた国内宿泊旅行の消費額は約16.5兆円（前年14.4兆円）であり、前年に比べ宿泊数、回数、消費額共に増加した。

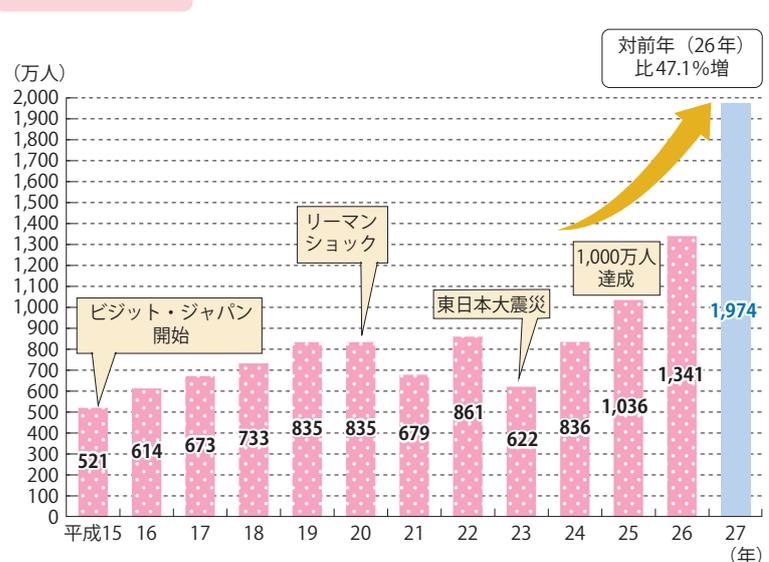
また、27年の日本人海外旅行者数は、対前年比4.1%（約70万人）減の約1,622万人となり、27年の海外旅行消費額は約3.9兆円と、前年（約4.3兆円）に比べて減少した。

(2) 外国人の訪日旅行の動向

平成27年の訪日外国人旅行者数は、1,974万人（対前年比47.1%増）となり、この3年間で1,000万人以上増加した。

国籍・地域別では、中国が約499万人（対前年比107.3%増）、次いで韓国が約400万人（対前年比45.3%増）、台湾が約368万人（対前年比29.9%増）の順であった。また、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペインの19市場において、年間で過去最高を記録した。

図表II-3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



(注) 平成26年以前の値は確定値、27年の値は暫定値
資料) 日本政府観光局 (JNTO)

旅行者数の増加に伴い、27年の訪日外国人旅行消費額は前年比71.5%増（1兆4,493億円増）の3兆4,771億円と過去最高を記録した。

（3）観光産業の動向

①旅行業

平成27年度の主要旅行業者50社の取扱額は、6兆6,363億円（対前年度比103.2%）となった。取扱額の内訳については、海外旅行が約2兆186億円（対前年度比91.6%）、国内旅行が約4兆4,435億円（同108.3%）、訪日外国人旅行が約1,742億円（同144%）となった。

②宿泊施設（ホテル・旅館）の客室稼働数

平成27年の客室稼働率（速報値）は、シティホテルで79.9%（前年77.3%）、リゾートホテルで57.3%（前年54.0%）、ビジネスホテルで75.1%（前年72.1%）、旅館で37.8%（前年35.2%）となった。

第2節

観光立国の実現に向けた取組み

内閣総理大臣主宰による観光立国推進閣僚会議にて、平成27年6月には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を決定し、観光立国の実現に政府一丸、官民一体となって取り組んだ。

1 インバウンド新時代に向けた戦略的取組み

従来観光庁が実施していたビジット・ジャパン事業は、平成27年より、JNTO（日本政府観光局）が実施主体となり、海外現地におけるネットワークを活かして、効果的な訪日プロモーションを実施している。東京、京都、大阪等のいわゆるゴールデンルートに集中している訪日外国人旅行者を各地へ呼び込むべく、各地方の魅力を発信した。また、年間を通じた訪日需要創出に向けて、春の桜、秋の紅葉に加え、冬の雪のシーズン等、四季折々の魅力を発信した。

27年6月15日にブラジル向け数次ビザ導入、同年8月10日にモンゴル向け数次ビザ導入、28年1月11日よりインド向け数次ビザの発給要件等の大幅緩和、同年2月15日よりベトナム及びインド向け数次ビザ（商用目的、文化人・知識人等）の有効期間の延長（我が国初の最長10年の有効期間導入）等を行うなど、関係省庁と連携してビザ緩和に取り組んだ。

さらに、海外富裕層の長期滞在需要の取り込みにつなげるべく、一定の要件を満たした外国人の観光目的による長期滞在制度を27年6月23日より導入した。

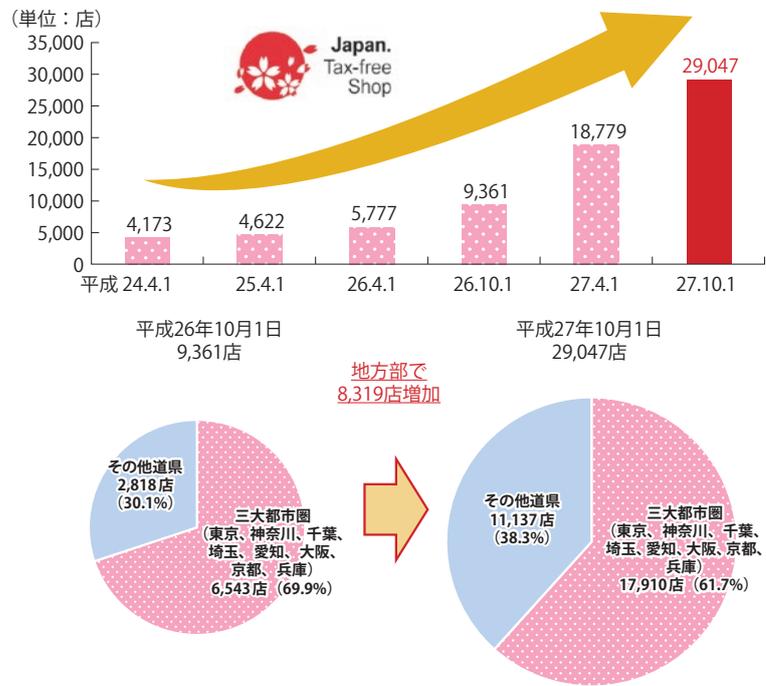
2 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み及び観光産業の強化

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

免税対象品目の拡大、商店街等における免税手続カウンター制度の導入など、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充を図ってきており、これらの取組みにより、平成26年4月に5,777店舗であった免税店数は27年10月には29,047店舗まで増加した。

28年度税制改正では、地方における消費拡大等を図る観点から、一般物品の購入下限額の引下げ等、同制度の更なる拡充が実現した。

図表 II-3-2-1 消費税免税店の推移



資料) 観光庁

(2) 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

平成27年度は、東京・銀座において保税売店（空港型免税店）が2店舗オープンし、羽田空港及び成田空港において、これらの保税売店で購入した免税物品を受け取ることができるサービスが開始された。

(3) 観光産業の活性化・生産性向上に向けた人材の育成

地域経済において重要な役割を果たす旅館・ホテルの経営者層及び管理者を対象に、地域大学と連携し、経営人材育成のための講座を開講した。また、観光産業に対する理解の促進と就業意識の醸成のため、関係団体や企業の協力を得て、大学生を対象としたインターンシップ事業を実施した。

また、外国人材の観光産業への活用を図るため、外国人が宿泊施設での就労を希望する場合に在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可の具体的な事例を、法務省ウェブサイトに掲載した。加えて、日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、スノーリゾート関係者のニーズ調査を実施した上で、実務経験年数に替わる要件の検討を進め、一定のスキーインストラクター資格を有することを代替要件として認めることとした。

さらに、外国人旅行者に対して旅行の手配を行うツアーオペレーターについては、観光庁は、JATA（一般社団法人日本旅行業協会）が事務局として運用する、サービスの質や企業の信頼性の水準を示す認証制度及び認証取得事業者のPRを実施した。

3 地方創生に資する観光地域づくり及び国内観光の振興

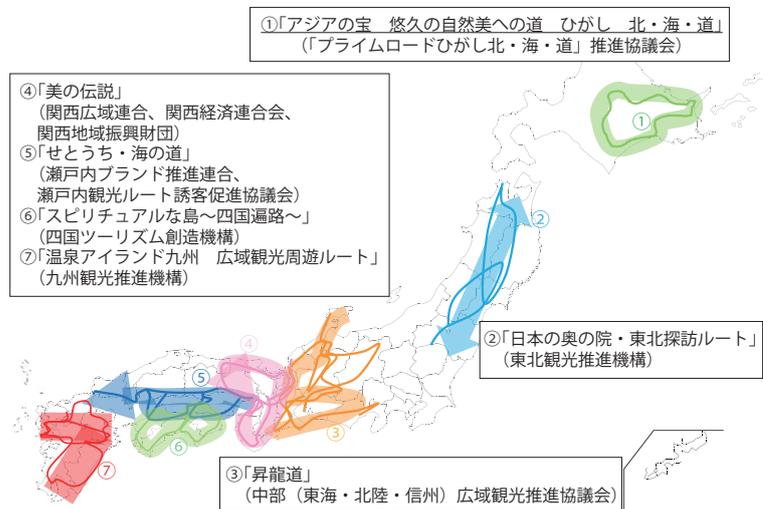
(1) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

特定のテーマをもって国内外に訴求する際立った魅力をもつ観光地域を創出するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、滞在交流型観光に対応できる区域として整備を促進する「観光圏」について、平成27年度は香川せとうちアート観光圏等3観光圏を認定及び事業実施を支援した。

また、複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数に見合った、

訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信するため、27年度には全国7つのルートを認定し、地域の取組みを支援した。

図表 II-3-2-2 認定した広域観光周遊ルート



(注) 平成27年6月12日現在
資料) 観光庁

(2) 観光資源を活かした観光地域づくりの支援

我が国が世界に誇る歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の豊富な観光資源を活かし、旅行者の様々なニーズに魅力ある観光地域づくりが必要である。

このため、平成27年度には地域の観光資源を活かした地域づくり施策と、受入環境整備や二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で支援することとした。この事業を活用し、佐賀県有田町の有田焼を活用した産業観光や、群馬県富岡市の富岡製糸場を核とした滞在型観光など、全国30地域における観光地域づくりの支援を行った。

また、全国に広がった「道の駅」は、約8割が観光案内所を有し、地域を訪れた人が最初に訪れるゲートウェイとなり、着地型観光の受入基地としても機能する。27年度は、道路情報の提供やインバウンドも含めた観光案内を充実するため、無料公衆無線LAN(道の駅SPOT)の整備や、観光庁と連携した観光案内所の設置を行った。さらに、27年度より、観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点にある交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう改善に取り組んでいる。

4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

急増する外国人旅行者を万全な体制で迎え入れるとともに、外国人旅行者が日本に来てよかったと満足して帰国し、リピーターとして再度訪日するためには、外国人旅行者の快適・円滑な移動・滞在のための環境整備を図ることが極めて重要である。

(1) 宿泊施設の供給確保

訪日外国人の急増に伴い、都市部のホテルを中心として宿泊需給が逼迫する状態が続くようになったことを受け、稼働率に余裕のある旅館及び地方部への誘客を図る一環として、Wi-Fi環境の整備、宿泊施設のトイレ洋式化など、外国人を受け入れるための環境整備を図った。また、観光案内所や集客施設などにおける空室情報の提供を強化するとともに、JNTOのウェブサイトにて設けた宿泊施設の総合案内サイトを通じて、外国人旅行者向けに日本の多様な宿泊施設の情報を発信した。「民泊サービス」については、平成27年11月に厚生労働省とともに「民泊サービス」のあり方に関する検討会を立ち上げ、28年6月中に結論を得、必要な法整備に取り組む。

(2) 多言語対応・観光案内の強化

平成26年3月に策定・公表した美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など幅広い分野で共通する多言語対応ガイドラインに従って、関係省庁と連携し、表記の統一性・連続性の確保を図るための取組みを推進した。例えば、道路案内標識については、訪日外国人への適切な案内誘導のため、全国の主要観光地49拠点等において、各機関の案内看板等とも連携し、英語表記改善を推進した。加えて、道路案内標識と国土地理院が作成予定の英語版地図（100万分1）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において、観光関係者を含む関係機関との調整を実施した。

また、JNTOによる認定外国人観光案内所の一層の充実を図るため、働きかけの結果、27年度、すべての都道府県に広域観光情報を提供するカテゴリ2以上の外国人観光案内所が設置された。

(3) 通訳案内士制度の見直し

通訳案内士制度については、地域のニーズに応えられるよう、平成27年9月に構造改革特別区域法を改正し、地域特例ガイド制度を創設、京都市や高山市などで導入された。

(4) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善

外国人旅行者が一人歩きできる環境整備を図るため、総務省と連携して「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設置し、無料公衆無線LAN環境の更なる整備促進、共通シンボルマークの導入による周知・広報、認証手続の簡素化に関する取組みを推進した。併せて、平成27年12月よりSIMカードやモバイルWi-Fiルーターの利用促進を図るため、入手場所の拡大や認知向上に向けたキャンペーンを行った。

(5) 外国人旅行者の安心・安全確保

外国人旅行者を受入可能で幅広い症例に対応できる医療機関について、観光庁と厚生労働省が示した要件に基づき、都道府県が選定を行った。平成28年3月にこれら約320の医療機関をリストとして取りまとめ、発信を行っている。また、外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、外国人旅行者が訪日後に加入可能な旅行保険の開発の働きかけを行った結果、損害保険会社において開発の取組みが進んでいる。

(6) クルーズ船の受入環境整備

外国クルーズ船社からの要望に対応して、「全国クルーズ活性化会議」と連携して、港湾施設の諸

元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実を図った。また、クルーズ船社、港湾管理者等が参加する商談会を開催するとともに、「クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度」の活用促進等を図った。これらの取組みにより、「クルーズ100万人時代」を5年前倒して実現した。

(7) ムスリム旅行者の一層の受入促進

イスラム圏からの訪日を促進するため、「ムスリムおもてなしガイドブック」を平成27年8月に公表するとともに、ムスリム旅行者の受入に意欲ある地域の取組みを支援した。

これらに加え、CIQ体制の強化に向けた空港や港における出入国手続の迅速化・円滑化、二次交通の充実、海外発行クレジットカードに対応したATMの設置の促進等決済環境の改善、「手ぶら観光」サービス拠点を明示するロゴマークの導入とマークを活用した拠点拡大の促進等による「手ぶら観光」の促進、災害時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実等に取り組んだ。

また、急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に「訪日外国人旅行者数2000万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」(27年3月設置)において、地域の具体的な課題解決に取り組んだ。

図表 II-3-2-3 「手ぶら観光」ロゴマーク



資料) 国土交通省

5 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

(1) 外国人ビジネス客の取り込み強化

国際会議の参加者や重要ビジネス旅客を対象に、出入国手続の迅速化を図るため、まずは成田国際空港・関西国際空港において平成28年3月にファーストレーンを設置した。また、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする制度の平成28年中の運用開始に向けて、所要の準備・検討を進めた。さらに、ビジネスジェットについて、羽田空港における運航計画の月次申請締切日及び確定日の早期化(5日前倒し)や、成田空港におけるビジネスジェット利用可能なスポットの増設等、受入環境の改善を実施した。

(2) 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化

国際会議等(MICE)^注の積極的誘致のため、①海外競合都市との厳しい誘致競争に打ち勝つことのできる「グローバルMICE強化都市」を新たに5都市選定し支援を実施、②学会等で国内外に影響力があり、具体的な国際会議の誘致案件を担う方々を「MICE誘致アンバサダー」に認定、③歴

図表 II-3-2-4 日本のMICEブランドロゴ



資料) 観光庁

注 「MICE」とは、企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称。

史的建造物や公的空間等で会議・レセプションを開催することにより特別感や地域特性を演出するユニークベニューの利用促進の取組みを実施した。また、MICEブランド「Japan. Meetings & Events」を活用して海外MICE見本市等で海外の主権者に対し認知度向上を図った。

これらの取組みの結果、日本は国際会議開催件数が3年連続アジア第1位となったほか、平成28年の「国際影響評価学会世界大会」（参加予定人数1,000名）、31年の「第25回世界博物館大会」（同2,500名）等の大型国際会議の日本開催が続々と決定した。

6 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

（1）大規模スポーツ国際大会を契機とした訪日プロモーション

イギリスで開催されたラグビーワールドカップ2015イングランド大会を好機と捉え、平成27年10月24日～30日に、官民一体となって実施された「PRESENTING JAPAN」に参加した。訪日促進映像の放映や観光コンシェルジュブースの設置により、世界中から集まるラグビーファンやメディアに向けて、日本の観光情報を発信することで、日本への理解を深めてもらい、効果的な訪日プロモーションを実施した。

（2）オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速

高齢者・障害者等を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、地域における一元的な相談窓口の多言語化を含めた活動強化を行った。また、乳幼児連れや妊産婦等の旅行についても調査・検討を行い、ユニバーサルツーリズムの更なる普及促進を図った。

（3）オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」と連携して、多言語対応の改善・強化を行い、先進事例の共有を行った。

また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用した働きかけにより、平成27年度から都営地下鉄等において無料公衆無線LAN環境の提供を開始した。28年度からは東京地下鉄等においても提供開始を予定している。

東京駅においては、案内サインの分かりやすさや連続性についての現状調査、訪日外国人や障害者等の移動制約者の視点を踏まえた改善点の把握等を検討するための検討会が行われ、案内サインの改善方策が取りまとめられた。

平成28年1月、道路標識適正化委員会東京都部会において、東京都内を対象に、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定し、同年2月より、秋葉原、蒲田（羽田空港周辺）において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善に着手した。また、周辺地域（千葉県、埼玉県、神奈川県）においても、道路標識改善の取組方針の策定に向けて検討を実施した。

7 明日の日本を支える観光ビジョン

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標の設定と、そのために必要な対応の検討を行うため、安倍総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を平成27年11月9日に開催し、28年3月30日に「明日の日本を支える観光ビジョン」(観光ビジョン)を取りまとめた。

観光ビジョンにおいては、訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数及び日本人国内旅行消費額について新たな目標を定めるとともに(訪日外国人旅行者数2020年4,000万人・2030年6,000万人、訪日外国人旅行消費額2020年8兆円・2030年15兆円など)、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、観光先進国をめざし、「3つの視点」に沿って35項目の施策を打ち出し、そのうち柱となる施策を「10の改革」として取りまとめた。

(1) 視点1「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

我が国の豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくため、①迎賓館などをはじめとした魅力ある公的施設を広く国民、そして世界へと大胆に開放し、観光の呼び水とすること、②我が国の文化財について、保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へと大きく舵を切ること、③豊かな自然が凝縮された国立公園を、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化すること、④主な観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへと徹底改善させること等に取り組むこととした。

(2) 視点2「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくため、⑤宿泊業や通訳案内士等に関連する60年以上経過した古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へと変貌させる、⑥観光の質の向上を目指して欧米豪や富裕層等を念頭に新しい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現する、⑦疲弊した温泉街や地方都市を、DMO^注の形成や人材育成等を通じた未来発想の経営で力強く再生・活性化させること等に取り組むこととした。

(3) 視点3「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めるため、また、高齢者や障がい者等も含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくため、⑧CIQ、通信、交通、決済、バリアフリーなどあらゆる場面でのソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現すること、⑨高速交通ネットワークを活用した「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現すること、⑩「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現することに向け、取り組むこととした。

注 DMO Destination Management/Marketing Organization

コラム

訪日外国人旅行者2000万人の受入に向けた 地方ブロック別連絡会

急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実し、地域毎の課題解決を迅速に講じていくため、平成27年3月に、国土交通省の地方の出先機関や自治体、関係事業者等からなる「訪日外国人旅行者2000万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」を全国10ブロックに設置しました。

平成27年12月には各ブロックにおいて成果・課題の取りまとめを行い、本年2月には国土交通大臣を本部長とする「国土交通省観光立国推進本部（第6回）」において、各ブロックの取組内容について報告を行いました。各ブロックにおける平成27年度の課題解決事例の一部をご紹介します。

○北海道ブロック

【新千歳空港タクシー供給量確保に係る取組】

北海道を訪れる外国人旅行者の増加に伴い、新千歳空港からのタクシー利用者の増加に対応するため、平成27年12月より北海道運輸局において、新千歳空港に係るタクシー事業者の営業区域拡大を認める通達を発出し、タクシー供給量の確保を図りました。



資料) 観光庁

○関東ブロック

【貸切バス路上混雑緩和に係る取組】

銀座、秋葉原等の貸切バス路上混雑問題の解決のため、関東運輸局・関東地方整備局のほか、東京都、警視庁、事業者団体等からなる会議体を平成27年12月に設置しました。平成28年2月には、旅行業者や貸切バス事業者向けのマナーアップキャンペーンを実施しました。



資料) 観光庁

○北陸信越ブロック

【金沢駅コインロッカー増設に係る取組】

金沢駅では、北陸新幹線開業により想定を上回る勢いで外国人旅行者をはじめとした駅利用者が急増したことから、平成27年7月に駅構内等にコインロッカーを増設し、ロッカー不足の解消を図りました。



資料) 観光庁

○中国ブロック

【道の駅における無料公衆無線LAN環境整備に係る取組】

中国地方整備局管内直轄国道の「道の駅」において、平成27年12月から無料公衆無線LANサービスとして「道の駅SPOT」の整備に着手し、道の駅の情報発信機能の強化を図ることとしています。



資料) 国土交通省

平成28年度においても、引き続き訪日外国人旅行者の受入体制の課題解決に向けた取組を推進していくこととしています。

コラム

地名等の英語表記ルールと外国人向け地図記号を決定

●はじめに

国土地理院では、訪日外国人旅行者の円滑な移動などの環境整備を図り、観光立国実現や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催などに資するため、外国人にわかりやすい地図を作成するための標準として、「地名等の英語表記ルール」及び「外国人向け地図記号」の検討を進めてきました。

今回の取り組みについて、国、地方公共団体等が実施する公共測量における標準的な作業方法等を定めた公共測量作業規程の準則に位置づけるためにパブリックコメントを実施しました。

その結果を踏まえて、3月末に「地名等の英語表記ルール」と「外国人向け地図記号」15種類を決定し、以下のウェブサイトで公開しました。

<http://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa60019.html>

●地図に記載する地名等の英語表記ルール

「地図に記載する地名等の英語表記ルール」とは、山や川などの日本語の地名を英語表記に変換する方法を示したものです。英語表記の方法は大きく分けて2通りがあります。以下にそれぞれの特徴を示します。

1. 置換方式

筑波山をMt. Tsukubaとするように、山（さん、san）の部分を英語の「Mt.」に置き換える方式です。利根川はTone Riverとなります。

この方式は表記に冗長性が少なく、地図上で簡潔に表示できます。

2. 追加方式

月山をMt. Gassanとするように、全体のローマ字表記に山を表す「Mt.」を追加する方式です。月山に置換方式を適用しMt. Gatsuとしても日本人に通じにくいものになります。また、荒川もAra Riverより、Arakawa Riverの方が日本人に通じやすくなります。このように、追加方式は、置換方式が適用しにくい場合や日本人が置換方式の英語から元の日本語の地名を認識することが困難な場合に適用します。

今回決定した英語表記ルールでは両方式の使い分けを整理してあります。

●外国人にわかりやすい地図記号

「外国人向け地図記号」として、ホテルやレストランなど、外国人がよく訪れる15施設を決定しました。

外国人にわかりやすい地図記号

項目	決定した記号	項目	決定した記号	項目	決定した記号
郵便局		病院		レストラン	
交番		銀行/ATM		トイレ	
神社		ショッピングセンター/ 百貨店		温泉	
教会		コンビニエンスストア/ スーパーマーケット		鉄道駅	
博物館/美術館		ホテル		空港/飛行場	

●おわりに

決定した地名等の英語表記ルールと外国人向け地図記号については、今後、国土地理院が外国語版の地図を作成する際の基本として適用するとともに、地方公共団体や民間地図会社等にも広く周知して、活用を促進します。

第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体^注は平成27年9月末時点で673団体に増加し、景観計画は492団体に策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、景観行政団体となることで「屋外広告物法」に基づく条例を制定した市町村は、28年3月末時点で68団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

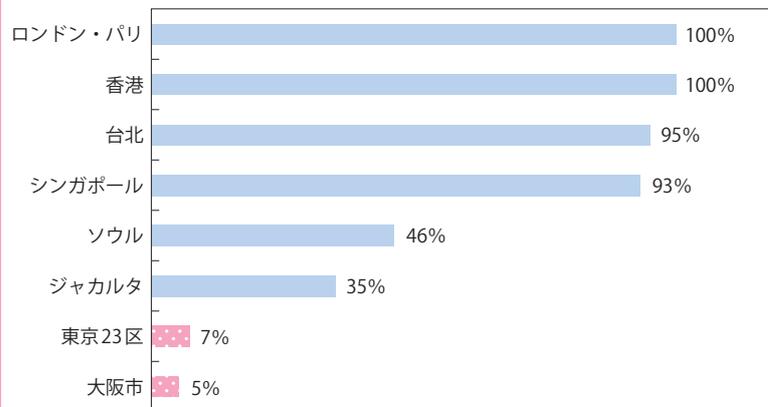
景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

注 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観行政事務（「景観法」第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務）を処理する市町村をいう。

(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、道路の新設又は拡幅を行う際に同時整備を推進するとともに、低コスト手法の導入に向けたモデル施工等を実施し無電柱化を推進している。

図表 II-3-3-1 欧米主要都市等と日本の電線地中化の現状



- ※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※3 台北は国土交通省調べによる2013年の状況（道路延長ベース）
- ※4 シンガポールは海外電気事業統計による1998年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※5 ソウルは国土交通省調べによる2011年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※6 ジャカルタは国土交通省調べによる2014年の状況（道路延長ベース）
- ※7 日本は国土交通省調べによる2013年度末の状況（道路延長ベース）

資料) 国土交通省

(4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。平成28年3月末現在138ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(5) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。あわせて、河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤等を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川とまちが融合した良好な空間の形成を推進している。具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「河川環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の特例措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

また、公共下水道雨水渠等の空間を活用した、せせらぎ水路の整備や下水処理水をせせらぎ用水として活用するための施設整備等を推進し、下水道の持つ施設空間や下水処理水を活用した水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園の整備を推進しており、17公園が開園している。平成27年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥区域）において、キトラ古墳周辺地区等の整備を行った。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防施設（平成28年3月31日現在、重要文化財2件、登録有形文化財191件）については、施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置付け、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

(4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、53市町（平成28年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

図表 II-3-3-2 ドボクアート 砂防ダム巡り ツアー（長野県小谷村）

地域を守る歴史的砂防施設を活用した観光・交流活動を推進



資料) 小谷村観光連盟

(5) ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供する取組みである。

身近なニューフロンティアとして川を活用し、多様な主体が連携することで、新たなソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現しようとする活動であり、全国40箇所以上でその活動が展開されている。

川の価値を更に生かし、川が地域の宝として役割を果たせるよう、国土交通省はミズベリングを通じて地域の人々や民間企業の取組支援を推進する。

図表 II-3-3-3

川床のスケッチ（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

図表 II-3-3-4

実現した川床の様子（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所